

平成22年度における各部会の審議内容

- 里親認定部会
- 子供権利擁護部会
- 児童虐待死亡事例等検証部会
- 専門部会
(保育所の設備・運営基準に関する検討)

里親認定部会 審議内容

1 開催回数（過去5年）

年度	18	19	20	21	22	合計
開催回数	6	6	6	6	6	30

2 審議件数（過去5年）

年度	諮問件数					審議結果															
						適格数					不適格数					再調査数					
	養育	縁組	専門	親族	計	養育	縁組	専門	親族	計	養育	縁組	専門	親族	計	養育	縁組	専門	親族	計	
18年度	58	66	6	2	132	57	63	6	1	127	0	1	0	0	1	1	2	0	1	4	
19年度	47	33	1	1	82	47	33	0	0	80	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1	
20年度	46	47	4	0	97	44	43	4	0	91	1	0	0	0	1	1	4	0	0	5	
21年度	42	59	4	0	105	40	58	4	0	102	0	0	0	0	0	2	1	0	0	3	
22年度	48	48	0	0	96	47	48	0	0	95	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
合計	241	253	15	3	512	235	245	14	1	495	1	1	0	1	3	5	7	1	1	14	

子供権利擁護部会 審議内容

1 開催回数（過去5年）

年度	18	19	20	21	22	計
開催回数	8	14	9	12	10	53

2 審議件数（過去5年）

年度	18	19	20	21	22	計
(1) 児童又は保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例	24	33	19	29	38	143
(2) 児童相談所長が必要と認める事例	6	5	7	3	1	22
(3) 緊急を要し、諮問する暇がない事後報告となった事例	7	1				8
(4) 子供の権利擁護専門相談事業において、特に困難な事例						0
(5) その他（意見聴取した事例のその後の経過報告など）		3	1	1	1	6
計	37	42	27	33	40	179

<よくみられる事例>

(1)の事例

- ・保護者の虐待等により児童相談所は施設入所を適当と判断するが、保護者は承諾を拒否
- ・裁判所の審判による施設入所措置の期間更新

(2)の事例

- ・援助方針（対応が困難であり、高度な専門的知識が必要と判断される事例等）に対する助言要請
- ・裁判所の審判により施設入所措置した児童の措置解除

3 被措置児童等虐待の状況報告件数（平成21年度から開始）

年度	受理	調査済み	虐待該当	施設種別内訳		
				社会的養護 関係施設	里親	一時保護
21年度	31	31	12	9	1	2
22年度	23	18	7	5	2	0

*22年度の件数は、同じ事案で複数の児童が関与した場合も、1件としている。

*22年度は、平成23年5月25日現在

児童虐待死亡事例等検証部会 審議内容

1 開催回数（平成20年6月部会設置 以降）

年度	20	21	22	計
開催回数	6回	7回	7回	20回
ヒアリング等を実施した関係機関	24機関	11機関	10機関	—

2 審議内容

<平成20年度>

- 19年度中に発生した、重大な児童虐待20事例のうち、6事例を検証
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」(21.4.9)

<平成21年度>

- 20年度中に発生した、重大な児童虐待23事例のうち、4事例を検証
- 4事例のうち2事例は部会による検証、2事例は児童相談所自らが検証し部会に報告
- 22年度中に発生した、江戸川区での事例についても、緊急に検証を実施
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」(22.4.28)
「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について(江戸川区事例)」(22.5.11)

<平成22年度>

- 21年度中に発生した、重大な児童虐待13事例のうち、1事例を検証
22年度上半期に発生した1事例についても早急に検証を実施
- 2事例のうち1事例は部会による検証、1事例は児童相談所自らが検証し部会に報告
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」(23.5.27)

児童虐待死亡ゼロを目指した支援の方針について

－平成22年度東京都児童虐待死亡事例等検証部会報告書－

検証対象事例

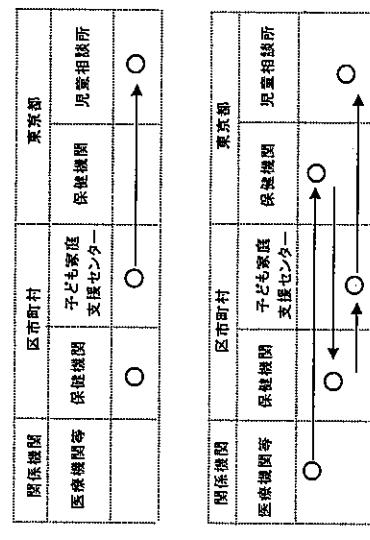
- 東京都において発生した重大的な児童虐待のうち、
・21年度に発生した13事例(表1)のうち、東京都・区市町村の関与のあった1事例を検証【事例2】
- ・22年度上半期に発生した5事例のうち、東京都・区市町村の関与のあった1事例についても早急に検証【事例1】

検証方法

- 検証部会が検証【事例1】
事件発生前から児童相談所が関与。検証部会が関係機関にヒアリングを実施し、検証
- 児童相談所が検証【事例2】
事件発生前から児童相談所が関与。児童相談所が関係機関から聞き取りを行い、外部有識者を加えて検証。その結果を受けて検証部会で検証

3 検証事例の概要と課題

事件発生前の関係機関の関与状況



概要

課題

- ・生後1歳の女児がぐつたりとしているのを母親が発見し、119番通報したが、まもなく死亡が確認された。
- ・保健機関では、乳幼児健診後、経過観察健診につなぐにどまっていた。
- ・母から子ども家庭支援センターに相談があり、母から、子どもの生命にかかわるような深刻な言動があり、児童相談所に送致した。
- ・児童相談所では、父母本児と面接を行い、在宅で支援していくこととし、保育所入所につながっていた。
- ・生後1か月の男児が死亡しているとして、母から110番通報があつた。母は「子どもを風呂場に置き、物を取りりにいった。戻ってきたら死亡していた。」と話した。
- ・母は本児を出生する前から精神疾患を抱え、父は仕事の関係で長期間家を離れることがあつた。
- ・母は出産前から保健機関の母親学級に参加し、保健師による家庭訪問も受けていた。
- ・関係者による個別ケース検討会議は複数回開催されていた。

- ・子ども家庭支援センターは、児童相談所に送致した以後、主的に関わらなかつた。
- ・児童相談所は、子ども家庭支援センターが感じていた危機ベルを共有できなかつた。
- ・児童相談所は、心理学的な視点から母をどちらていなかつた。
- ・保健機関は、健診等で得た情報を他機関につながなかつた。
- ・町村部において、濃密な人間関係に基づいた支援は頻繁であったが、家庭の全体状況を捉えておらず、ケースマネージメント機能が十分働いていなかつた。
- ・精神科医と十分に情報が共有できていなかつた。

4 関係機関の取組に関する提言

【提言1】状況の変化に応じ、客観的・合理的な判断に基づいた的確な援助を行うこと。

- 状況に変化が生じたら、必ず個別ケース検討会議等を開催し、アセメントシートやチェックリストの活用などにより、慎重に援助の状況を確認したうえで、客観的・合理的な判断に基づいた的確な援助の見直しを行うこと。
- 危機レベルがそれほど高くない状態に落ち着いていても、いつ状況が変化するかわからないため、時間の経過とともに客観的・合理的な理由がないまま、それとの関わりや援助が希薄になってしまわないよう留意すること。

【提言2】管轄内の要保護児童に対する支援を共同して行うため、要保護児童対策地域協議会（個別ケース検討会議）の活用を徹底すること

- 個別ケース検討会議においては、「誰が、何時までに、何をするか、実施結果を点検し、次回はいつ開催するか」等を具体的に決定するなど、ケースマネジメントを的確に行い、個別ケースが関係機関の実施状況を的確に把握し、主体的に進行管理をしていくこと。
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関は、管轄内のケース全般について、個別ケース検討会議の開催状況など、関係機関の実施状況を的確に把握し、主体的に進行管理をしていくこと。

【提言3】精神疾患のある（精神疾患が疑われる）保護者へのアプローチにおいては、精神科医や保健師、心理療の活用及び連携を図ること

- 保護者が通院治療している精神科医とは日頃から連絡を密に行い、治療状況や生活状況等の情報を相互に共有できるように、個別ケース検討会議へ精神科医の参加や情報提供を求め、病状を踏まえたアセメントをするなど、専門家の適切な助言が得られるよう各関係機関が工夫をすること。
- 児童相談所は、保護者面接時に児童心理司を同席させるなど、的確に保護者等の心的状態の把握ができるよう体制の整備を行ふこと。
- 児童相談所は、保護者に対する精神保健面での援助が重要であるため、精神的な問題を抱える保護者に対しては、保健機関との連携を密に図り、適切な援助を行うこと。

専門部会(保育所の設備・運営基準に関する検討)

審議内容

1 開催回数(平成22年12月設置)

3回

2 審議内容

第1回	<ul style="list-style-type: none">○ 東京都の保育の現状と待機児童対策について○ 保育所の設備・運営基準について
第2回	<ul style="list-style-type: none">○ 保育所面積基準の緩和について○ その他の設備・運営基準について
第3回	<ul style="list-style-type: none">○ 専門部会の議論の整理について